

定期積金（スーパー積金）

（令和2年12月1日現在）

1. 商品名	定期積金（スーパー積金）	
2. 販売対象	・法人および個人の方	
3. 期 間	・6ヵ月以上5年以内	
4. 預 入	預入方法	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	預入金額	・1,000円以上
	預入単位	・100円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
6. 利 息 （給付補填金）	適用金利	・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	給付補填金支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税 金	・個人・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※マル優はご利用できません。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人・・・総合課税	
8. 手数料	—	
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛込みができます。	
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が12ヵ月未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が12ヵ月以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）	
11. 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。	
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または、約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます（1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます）。	
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。	

裏面に続きます

	さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	---

(以上)